

亀山市告示第181号

亀山市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高対応子育て応援手当の支給について、物価高対応子育て応援手当支給要領（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯に対する物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 物価高対応子育て応援手当支給事業により市が支給する手当をいう。
- (2) 一般支給対象者 次条第1項第1号に掲げる支給対象者のうち児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者及び令和7年10月1日から同年12月31日までの間に出生した児童に係る法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者をいう。
- (3) その他の支給対象者 次条第1項第1号に掲げる支給対象者のうち法第17条第1項に規定する公務員、次条第1項第2号に掲げる支給対象者（令和7年10月1日から同年12月31日までの間に出生した児童に係る支給対象者を除く。）及び同項第3号に掲げる支給対象者をいう。
- (4) 新生児 令和7年9月30日（次条において「基準日」という。）の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童（法第3条第1項に規定する児童をいう。次号において同じ。）をいう。
- (5) 対象児童 令和7年9月分（同年9月1日から同月30日までの間に出生し

た児童にあつては、令和7年10月分とする。次条第1項第1号において同じ。)の児童手当に係る児童又は新生児をいう。

(支給対象者)

第3条 物価高対応子育て応援手当の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和7年9月分の児童手当の受給者

(2) 新生児の父母等、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業(法第3条第3項第2号に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。)を行う者若しくは里親(次項において「里親等」という。)又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者

(3) 第1号に規定する受給者の配偶者であつて、基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に離婚(離婚調停中その他これに準ずるものを含む。第8条第2項において同じ。)により新たに児童手当の受給者となったもの。ただし、既に物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者から物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は既に物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者が物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を物価高対応子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者とする。ただし、既に同項各号に掲げる者に対して物価高対応子育て応援手当の支給が決定されているときは、この限りでない。

区分	支給対象者
基準日の翌日から物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に支給対象者が死亡した場合	支給対象者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該支給対象者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と

	認められる者
基準日の翌日から物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に支給対象者に係る児童が施設入所等児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。右欄において同じ。）であることを市が把握した場合	施設入所等児童が委託されている里親等又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
基準日の翌日から物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしていない当該支給対象者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合	当該支給対象者の配偶者

（物価高対応子育て応援手当の額）

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の額は、対象児童1人につき2万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申入れ等）

第5条 市長は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

2 前項の規定による申入れを受けた一般支給対象者は、市長に対し、物価高対応子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める期日までに前項の規定による届出がないときは、当該届出を行わなかった一般支給対象者に係る物価高対応子育て応援手当の支給を決定し、これを支給する。

（一般支給対象者に係る支給の方法）

第6条 一般支給対象者に対する物価高対応子育て応援手当の支給は、口座振込の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振込の方法により難しいと認める場合は、

この限りでない。

- 2 前項の口座振込を行う口座は、児童手当の振込みに係る指定口座とする。ただし、前条第3項の規定による支給の決定までに支給対象者が物価高対応子育て応援手当の振込みを受ける口座を指定する届出を市長に行ったときは、当該指定のあった口座とする。

(その他の支給対象者に係る申請及び支給の方法)

第7条 その他の支給対象者は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けようとするときは、物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請を行うものとする。

(1) 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証その他の申請を行おうとする支給対象者が本人であることを確認することができる書類の写し)

(2) 口座確認書類(金融機関(全国銀行資金決済ネットワークに接続されている日本国内金融機関に限る。)の通帳、キャッシュカードその他の物価高対応子育て応援手当を支給する口座(支給対象者を名義人とする口座に限る。))を確認することができる書類の写し)

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を確認し、適当と認めるときは、物価高対応子育て応援手当の支給を決定し、これを支給する。

- 3 第1項の規定による申請を行ったその他の支給対象者に対する物価高対応子育て応援手当の支給は、児童手当の振込みに係る指定口座又は当該その他の支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振込の方法により難いと認める場合は、この限りでない。

- 4 市長は、第1項の規定による申請を行った者で法第17条第1項に規定する公務員であるものに対し、必要に応じて、児童手当を受給していることが分かる書類等を提出させること等により、当該申請を行った者が支給対象者に該当する者であるかどうかについて確認を行うものとする。

(その他の支給対象者に係る申請の受付開始日及び申請期限)

第8条 その他の支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る申請の受付開始日は、令和8年1月5日とする。

- 2 その他の支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る申請の期限は、令和8年3月31日(同年1月1日から3月31日までの間に出生した児童に係

る申請又は離婚による申請にあつては、支給対象者となった日から3月後の日又は同年6月30日のいずれか早い日)までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が別に指定する日までとする。

(代理による申請)

第9条 代理により第7条第1項の規定による申請を行うことができる者は、当該申請に係る支給対象者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第10条 市長は、物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法及び受付開始日等の物価高対応子育て応援手当支給事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(物価高対応子育て応援手当の振込みができなかった場合等の取扱い)

第11条 市長は、第5条第3項の規定による支給の決定を行った後、第6条第2項に規定する口座に物価高対応子育て応援手当を振り込む手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和8年3月31日までに振込ができないとき、又は第7条第2項の規定による支給決定を行った後、第7条第3項に規定する口座に物価高対応子育て応援手当を振り込む手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により同年7月31日までに振込ができないときは、当該決定を取り消すものとする。

2 その他の支給対象者が第8条第2項に規定する申請の期限までに第7条第1項の規定による申請を行わなかったとき、又は第7条第2項の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備により物価高対応子育て応援手当の振込みができないことを理由として市長が当該申請書の補正を命じたにもかかわらず当該補正が行われなかったことその他物価高対応子育て応援手当の支給を受けようとする者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得等の返還)

第12条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、既に支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めるものと

する。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

市区町村
受付印

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

亀山市長 様

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
		昭和・平成 年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所(令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成・令和 年 月 日	同居 ・ 別居	
2			男・女	平成・令和 年 月 日	同居 ・ 別居	
3			男・女	平成・令和 年 月 日	同居 ・ 別居	
4			男・女	平成・令和 年 月 日	同居 ・ 別居	
5			男・女	平成・令和 年 月 日	同居 ・ 別居	

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき2万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

証明欄 附番

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

(証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号)

(裏面も確認してください。)

